

汐見台ちょこっと活動助成金について

汐見台地区社会福祉協議会

1 趣旨

地域福祉推進のために活動を行う団体、ボランティアグループ等(以下「団体」という)に対しては、磯子区社会福祉協議会が実施している「磯子区ふれあい助成金」があり、その活動を財政的に支援していますが、活動を行っている方たちからは、「磯子区ふれあい助成金」は手続きが煩瑣で、少人数で活動を実践しているものには事務手続きが大変、また、何よりも助成条件をクリアするのが難しいという声をいただきます。

汐見台地区社会福祉協議会は、令和2年度から福祉実行委員会から改称し新たなスタートを切りましたが、これを契機に地域の皆様にさらに寄り添い、地域の福祉や保健活動などを実践しようという方たちを掘り起こし、地域における福祉や保健活動を推進するため、磯子区社協の「ふれあい助成金」に実施回数が足りないなど、助成条件に至らない団体や、これから活動を始めようという方たちに対し、活動を始める契機となるよう「汐見台ちょこっと活動助成金」を創設いたしました。

2 助成対象団体

原則として汐見台地区に活動拠点を置き、汐見台地区の地域福祉保健活動等の推進のための事業を実施する団体

3 助成対象事業

事 業	主 な 対 象 活 動	条 件	備 考
集いの場	① サロン・ミニデイサービス・茶話会・認知症カフェ・歌声サロン・健康体操等	年回数 1回～2回 助成上限額 10,000円	1回あたりの対象人数は5名以上 ※主催者は人数にカウントしない
	② 会食会・子ども食堂・地域食堂	年回数 3回～4回 助成上限額 20,000円	
	③ 若者支援(フリースペース・居場所づくり・学習支援)	年回数 5回以上 助成上限額 30,000円	
	④ 子育て支援事業		
	⑤ 外国人支援(日本語教室・国際交流)		
	⑥ 本の読み聞かせ など、地域福祉向上に資すると認められる事業		
家事・生活支援	住民同士の助け合い活動(例:調理・掃除・草取り・子どもの一時預かり・送迎・買い物等の家事 等)	年延べ回数 10回以上 助成上限額 20,000円	
		年延べ回数 20回以上 助成上限額 30,000円	

助成対象事業は、年1回実施の事業にも助成するなど、「磯子区ふれあい助成金」の条件に満たない事業に助成することにより、これから活動を始めようという方たちの背中を押して、汐見台地区の福祉・保健活動の裾野を広げるとともに、助成を受けて活動を始めた方たちが、活動をさらに発展して、将来的には「磯子区ふれあい助成金」の対象団体となるよう後押しをしていきます。

※ 「磯子区ふれあい助成金」の集いの場の年実施回数は6回以上、家事・生活支援は年延べ回数30回以上が助成の最低条件となっています。

※ 「磯子区ふれあい助成金」では、サロン等で使用する食材・飲み物等は助成対象とはなっていませんが、これについても、事業実施に不可欠なものは、華美にならない範囲で助成対象として認めていきたいと考えています。

※ ちょっと活動助成金の申込書等の申請関係書類についても、真に必要なものだけを記載いただくようになります、団体の皆様の事務の軽減化を図ります。

4 助成対象要件

実施する事業総額に対して、20%以上の自主財源を確保していること

※ 自主財源とは、団体構成員の会費、サービス利用者の利用料など、公的助成金及びちょっと活動助成金以外の財源をいいます。

5 募集期間

原則として随時受付しておりますが、予算の都合上、応募多数の場合、年度内の募集を停止することがございます。

6 助成対象事業の審査・決定

汐見台地区社会福祉協議会内に助成金配分等決定委員会を設置し、助成対象事業、助成対象額を決定します。

また、ちょっと活動助成金に関わる細部事項については、この決定委員会で協議し、決定します。

令和2年度 ちょこっと活動助成金 申込書

汐見台地区社会福祉協議会会長様

令和 年 月 日

令和2年度ちょこっと活動助成金の交付を受けたいので必要書類を添付し申請します。

申 込 団 体	ふりがな		ふりがな		
	団体名		代表者氏名		
	代表者	住所	〒		
		電話	FAX		
申込事業の名称		助成申込金額			

■申込事業の内容(実施回数、参加人数等)

■助成金を活用したい理由(必要性について)

收支予算	事 業 総 額	円	
	ちょこっと活動助成金	, 0 0 0 円	千円単位で記入
	団 体 負 担 額	円	見積額の20%以上
	そ の 他	円	

■見込まれる効果